

（趣旨）

第1条 この要綱は、我孫子市が発注する建設工事に係る公募型競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 有資格者 我孫子市競争入札参加資格審査に関する規程（平成11年告示第2号）第3条第2項に規定する競争入札参加者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録されている者をいう。
- （2） 市内建設業者 有資格者のうち本市に本店を有するものをいう。
- （3） 準市内建設業者 有資格者のうち本市に支店又は営業所を有し、かつ、継続して1年以上の営業実績を有するものをいう。

（対象工事及び参加対象者）

第3条 この要綱に基づき実施する入札の対象工事、設計金額及び当該対象工事への参加対象者は、次の表に定めるとおりとする。

対象工事	設計金額	参加対象者
軽微な建設工事	130万円以上 500万円未満	有資格者のうち一般建設業許可を有する市内建設業者
小規模建設工事	500万円以上 5,000万円未満	有資格者のうち経営事項審査結果に基づく総合点数（以下「経審点数」という。）が400点以上の市内建設業者
中規模建設工事	5,000万円以上 1億5,000万円未満	次の各号のいずれかに該当する者 （1） 有資格者のうち特定建設業許可を有する市内建設業者及び準市内建設業者 （2） 有資格者のうち特定建設業許可を有し、かつ、本市に本店を有する建設業者で経審点数が700点以上の者

大規模建設工事	1億5,000万円以上	別に定める者
---------	-------------	--------

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に基づく入札によらないことができる。

(1) 工期等の施工条件に照らして、入札によることが適当でない場合

(2) 発注する工事に特殊な機械又は専門的技術を要する場合

(入札参加資格要件)

第4条 前条第1項に規定する対象工事への参加対象者の入札参加資格要件は、次の各号に定める建設工事につきそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 軽微な建設工事及び小規模建設工事 次のいずれにも該当すること。

ア 発注工種について登録簿に登録があること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。

ウ 次条第1項に規定する公告の日から入札執行日までの間、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第8号）に基づく指名停止措置を受けていないこと及び我孫子市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年告示第84号）に基づく措置要件該当者であると認められた者でないこと。

エ 対象工事に適正な技術者を配置できること。

オ 入札日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。

ク 役員等（参加者が個人である場合には当該個人を、参加者が法人である場合には当該法人の役員又は当該法人の支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

ケ 次条第1項に規定する公告の日前6月以内に市発注の工事の成績について通知を受けた者にあつては、当該工事の成績に60点未満のものがないこと。

(2) 中規模建設工事 前号に定める要件に該当するほか、過去10年間に官公庁発注の同種工事の施工実績があること。

(3) 大規模建設工事 発注主管課長が我孫子市建設工事等入札及び契約制度検討委員会（以下「検討委員会」という。）及び我孫子市入札等審査会（以下「審査会」という。）の意見を基に策定し、市長の決裁を得て決定する。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

（入札の公告）

第5条 契約主管課長は、入札を執行しようとするときは、政令第167条の6及び我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号。以下「規則」という。）第125条の規定により公告しなければならない。

2 前項の公告をしたときは、我孫子市ホームページに掲載する。

（設計図書等の取得方法）

第6条 発注する建設工事に係る設計書、仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）の取得方法は、前条第1項の公告において定めるものとする。

（質問及び回答）

第7条 設計図書等の内容に関する質問は、指定する日までに発注主管課長に対し質疑書をファクシミリにより提出する方法で行うものとする。

2 前項の規定により提出された質疑書に対する回答は、指定する日に我孫子市ホームページに掲載する方法で行うものとする。ただし、質疑書の提出がない場合は、これを行わない。

（入札参加資格審査の申請）

第8条 入札に参加しようとする者は、公募型競争入札（建設工事）参加資格審査申請書兼誓約書（様式第1号）を所定の封筒（様式第2号）に入れ、指定された期日までに書留又は簡易書留の方法により提出しなければならない。ただし、入札に係る建設工事が我孫子市特定建設工事共同企業体運用基準（平成7年告示第50号）第3条各号に規定する工事に該当する場合は、当該基準の定めるところによる。

（入札参加資格の審査）

第9条 入札参加資格の審査及び資格の有無の決定は、次の各号に定める建設工事につきそれぞれ当該各号に定めるところにより行う。

(1) 軽微な建設工事、小規模建設工事及び中規模建設工事 発注主管課長及び契約主管課長が審査し、発注主管部長が資格の有無を決定する。

(2) 大規模建設工事 発注主管課長が検討委員会の意見を聴き、その結果を審査会に報告し、

市長の決裁を得て資格の有無を決定する。

- 2 前項に定める入札参加資格の審査において、入札参加資格がないと認めた場合は、遅滞なく公募型競争入札（建設工事）参加資格確認結果通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（予定価格の公表）

第10条 予定価格は、第5条に規定する方法により、事前に公表する。

（入札の執行）

第11条 入札は、我孫子市電子入札実施要領（平成22年告示第85号）に基づく電子入札により行う。

ただし、電子入札により難しい場合は、我孫子市郵便入札実施要領（平成22年告示第86号）に基づく郵便入札により行う。

- 2 発注主管課長は、提出された入札書を安全かつ適切な方法で管理しなければならない。
- 3 入札書の到着確認の問い合わせには、一切応じない。
- 4 電子入札における入札書の開札は、契約主管課職員が、契約主管課において公開で行う。
- 5 郵便入札における入札書の開札は、契約主管課職員及び発注主管課職員が、指定する日時及び場所において、入札参加者の立会いを求めた上公開で行う。

（落札者の決定）

第12条 軽微な建設工事及び小規模建設工事並びに特定建設工事共同企業体に発注する建設工事に係る落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうちの最低の価格）をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、低入札価格調査制度の適用がある場合は、この限りでない。

- 2 中規模建設工事及び大規模建設工事に係る落札者の決定は、我孫子市総合評価方式入札実施要綱（平成22年告示第87号）に基づく総合評価落札方式により行う。

（工事内訳書の提出）

第13条 入札参加者は、入札に際し、入札書のほか工事内訳書（大分類まで記入したもの）を市長に提出しなければならない。

- 2 設計金額が5,000万円以上の建設工事に係る落札者は、契約締結後速やかに、前項の工事内訳書に単価、数量及び金額を記載したものを市長に提出しなければならない。

（入札の無効）

第14条 次の各号（電子入札にあつては第4号から第7号までを除く。）のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 規則第130条各号に該当するもの
- (2) 入札の際に提出された工事内訳書の合計金額と入札書に記載した金額が一致しないもの
- (3) 入札書の記載事項に誤記又は記入漏れがあるもの
- (4) 入札書の入札金額の記載が訂正されているもの
- (5) 入札書に代表者又は年間代理人の記名押印がないもの
- (6) 入札書を入れた封筒に封かん（割印）がないもの
- (7) 誓約書が同封されていないもの
- (8) 年間代理人が行う入札において市長が指定する日までに使用印鑑届兼委任状の写しが提出されないもの
- (9) 落札資格決定の日までに市発注の工事の成績について通知を受けた者で、当該工事の成績に60点未満の通知があったものが行ったもの
- (10) 所定の入札保証金を納付していない者（納付を免除された者を除く。）が行ったもの
（入札の取りやめ等）

第15条 入札に参加しようとする者が結託又は入札の公正を害するような不穏な行動をなし、入札を公正に執行することができないと認められるときは、契約主管課長は、その者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。この場合において、市は、生じた損害を賠償する責を負わない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、入札に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成16年3月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示は、施行の日以後に行われる平成16年度分の予算に係る契約に関する準備行為から適用し、平成15年度分の予算に係る契約については、適用しない。

（2,000万円以上の小規模建設工事に係る入札参加資格要件の特例）

- 3 当分の間、設計金額が2,000万円以上の小規模建設工事には、第4条第1項第1号に規定する入札参加資格要件に「過去10年間に国又は県の補助対象となった建設工事の施工実績があること。」を加えることができる。

附 則（平成17年5月25日告示第103号）

この告示は、公示の日から施行し、平成17年度分の予算に係る工事から適用する。

附 則（平成21年 3 月31日告示第54号）

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 5 月29日告示第116号）

この告示は、平成21年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 6 月25日告示第131号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年 7 月31日告示第144号）

この告示は、平成21年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月31日告示第88号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要綱の規定（中略）は、この告示の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 6 月28日告示第117号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成23年 6 月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の我孫子市公募型入札（建設工事）実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 4 月12日告示第128号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要綱の規定、第 2 条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事以外）実施要綱の規定及び第 3 条の規定による改正後の我孫子市総合評価方式入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 9 月27日告示第211号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の我孫子市公募型入札（建設工事）実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則（平成25年11月 1 日告示第238号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要綱の規定、第 2 条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事以外）実施要綱の規定、第 3 条の規定による改正後の我孫子市郵便入札実施要領の規定及び第 4 条の規定による改正後の我孫子市総合評価方式入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 7 月 1 日告示第164号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要綱の規定、第 2 条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事以外）実施要綱の規定、第 3 条の規定による改正後の我孫子市電子入札実施要領の規定及び第 4 条の規定による改正後の我孫子市郵便入札実施要領の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月31日告示第93号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の我孫子市公募型入札（建設工事）実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則（平成29年 3 月23日告示第74号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要綱の規定、第 2 条の規定による改正後の我孫子市公募型プロポーザル実施要綱の規定及び第 3 条の規定による改正後の我孫子市総合評価方式入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札及びプロポーザルについて適用し、同日前に公示した入札及びプロポーザルについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年 9 月21日告示第226号）

この告示は、公告の日から施行する。